

鳥取縣公報

縣會條例

◇鳥取縣會條例第一號

昭和二十二年六月鳥取縣會告示第三號鳥取縣會委員會條例中左の通り改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年十月十五日

鳥取縣會議長 中 田 吉 雄

一、第二條に左の但書及び一項を加える。

但し必要があるときは會議の議決により部の事務の一部若は全部を分合して常任委員會を設けることができる。

常任委員會は閉會中もおその部門に属する事務を調査し又は陳情を審査することができる。

昭和二十二年十月十五日
外 水 曜 日

◇鳥取縣會告示第十一號

昭和二十二年七月鳥取縣會告示第八號鳥取縣會事務局規程中左の通り改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年十月十五日

鳥取縣會議長 中 田 吉 雄

一、第十二條第一項中「職員考查委員會」の次に「及圖書室運營委員會」を加え同條第二項中「審査する」を「審査し圖書室運營委員會は、圖書室の運營に關する事項を調査審議する」に改める。

一、第十三條第一項の次に左の一項を挿入し第二項を第三項に繰り下げる。

圖書室運營委員會は委員長一人、委員若干人を以てこれを組織する。